平成 28 年 2 月 29 日

お得意様 各位

沖縄県コンクリート圧送安全協議会
会長 宮城 健

ミキサー車の誘導に伴う挟まれ事故発生並びに、

圧送業社と生コン製造業社の責任範囲明確化について協力依頼

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。さて、近年の圧送業会では、若年層の人材不足が進み、若年層の社員を雇用するためには、企業の法令尊守（社会保障整備 労働時間短縮など）は、圧送業界の健全な発展のために避けては通れない重要な課題となっている現状でもございます。

また、人員不足の中、ミキサー車の誘導およびシュートの清掃を圧送業社が暗黙の了承で、行ってきて来ましたが**去年、9 月 25 日 10:30 頃、本島中部内**にて、ミキサー車の誘導中、ミキサー車とコンクリートポンプ車（以後CP車）に挟まれ、全治1か月の事故が発生いたしました。また、被災者は、事業主で、事故処理が、労災扱いができなく、物損事故扱い（人身事故でなく、道路上の事故ではない）となり、**誘導した圧送会社にも否があるとの判断？で、6 対4となる、保険会社判断との事です。**（物損事故の場合、○対○と扱われる）いずれにせよ、残念ながら事故は起こってしまいました。

圧送業の責任範囲とすれば、ホッパー内に投入した生コンを、品質を損ねることなく安全に躯体へ圧送（打ち込み）し、より良い構造物を作る事です。

また、**各プラント（生コン会社）では、製造～運搬～荷卸しまでが、責任範囲**と（一般財団法人 日本規格協会）明記されております。さらに、近畿生コン輸送協同組合発刊「知っておきたい生コンのいろは 改訂版」では、運搬設備の項目にて**「生コンの品質管理上の責任は、運搬車で工事現場まで運搬され、ポンプ車に入れられるまで、生コン会社にあります。」**と明記されております。また、CP車特別教育マニュアルには、機械側（オペレータ）の留意点**(4)コンクリート運搬車の誘導及びシュートの取り扱いは行わない** と謳われております。

これらの事由から、当協議会では、安全作業を目指し、下記のとおり協力依頼申し上げます。

① 圧送業社では、コンクリート運搬車の誘導及びシュートの取り扱いは行わない（貴社にて手配をお願いします）

② 作業終了時のCP車内、残コン処理は、ミキサー返しができない場合、現場にて処理いたします。
また、現場にて処理できない場合の残コン処理は、貴社にて産業廃棄物処理の手配をお願いします。

③ ホッパー付近にての接触事故、物損事故などは、運送業であるミキサー車運転手の責任範囲であります。万が一、死傷者がでた場合、必ず救急隊、警察への連絡をお願いいたします。その後、産業事故扱いになった場合は、現場サイド労災保険の手続きをお願いいたします。

各現場代理人に伝達をお願い申しあげ、経営基盤強化、技術力研鑽、品質確保など努力を重ねて、顧客満足度の向上を会員一同、目指してまいりたいと思います。どうぞ、ご理解のうえ、ご協力の程お願い申し上げます。

※なお、類似の文書を生コン製造業社へも案内しております。

参考資料

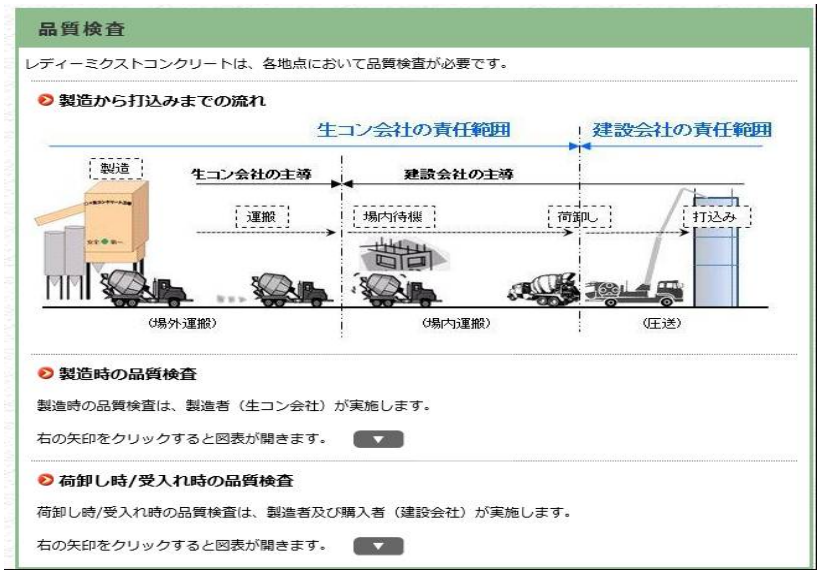

JISコンクリートポータルサイトより

http://data.jsa.or.jp/report/concrete2/concrete.html#qExam

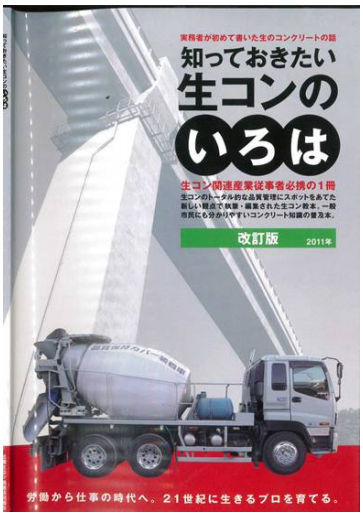

4-7　運搬設備（P34）

傾動型の回転ドラムを装備した、生コン車によるのが一般的です。生コン車は、内部の羽根により、絶えず攪拌されコンクリートの分離を防いでいます。生コンの品質管理上の責任は、運搬車で工事現場まで運搬され、ポンプ車に入れられるまで、生コン会社にあります　舗装用の固練りコンクリートは、ダンプトラックで運搬してよいことになっています。

3．2．1　機械側（オペレータ）の留意点

(1)　ポンプ車の周りは、常に整理整頓を心がける。

(2)　荷台・操作盤への昇降に注意する。特に雨天時には昇降ステップが滑りやすいので注意する。また、荷台からの飛び降り・飛び込みは行わない（図3－5）。

(3)　コンクリート運搬車の歯止めを確実にしてあるか確認する。

(4)　コンクリート運搬車の誘導及びシュートの取り扱いは行わない（図3－6）。

図3－6　誘導

※平成 18 年 2 月 3 日茨城県で、誘導作業中のCP車とミキサー車に挟まれ死亡した事故報告もあります。